

2. 青少年健全育成機関

◆津山市青少年育成センター

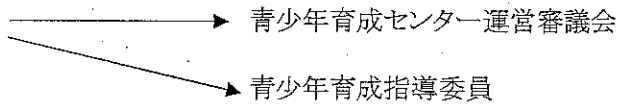
少子化，核家族化，地域のつながりの希薄化など著しい社会環境や生活環境の変化は，青少年の生活にも大きな影響を及ぼしています。不登校，高校中途退学，いじめ，校内暴力，少年犯罪など青少年を取り巻く問題は，複雑化，多様化しています。

このような状況のなか，家庭，学校，地域社会との連携を強めながら，青少年の自立と社会性を育てるとともに，心豊かで健やかに成長するための環境づくりを推進し，青少年の健全育成に努めます。

(1) 運営体制

健全育成課

青少年育成センター



関係団体(事務局)

津山っ子を守り育てる市民の会

津山市青少年育成指導委員連絡会

津山圏域中学校生徒指導連絡会

中学校・高等学校生徒指導連絡会

岡山県広域特別補導協議会津山支部

県北地区青少年育成センター連絡協議会

(2) 業務活動

①街頭活動

②相談活動

③環境浄化活動

④啓発活動

⑤青少年健全育成団体との連携及び支援

⑥関係機関との連携

(3) 重点施策

(1) 街頭指導、環境浄化活動の推進

青少年育成センター指導員、青少年育成指導委員による街頭指導、点検活動を実施し、青少年の問題行動の早期発見・指導にあたり、環境浄化に努めます。

(2) 啓発活動の推進

講演会・研修会の開催、啓発ビデオの貸出、広報つやまへの掲載などにより、親の役割の重要性和家庭や地域のあり方を啓発し、大人の意識改革と地域青少年育成活動の促進を図ります。

(3) 相談業務の推進

悩みをもつ青少年や保護者・関係者に対して助言を行います。教育相談センター「鶴山塾」、津山少年サポートセンター等と連携を密にしていきます。

(4) 津山っ子を守り育てる3つの市民運動と1つの願いの推進

「環境地図づくり」「地域の子どもの名前を覚える運動」「悩みをもつ青少年の理解と支援運動」及び「いじめ解消の願い」を市民ぐるみで展開することにより、青少年の健全育成のための環境づくりを推進します。

(5) 津山っ子を守り育てる市民の会及び地域青少年健全育成活動などへの支援

「子どもは地域で育つ おとなは地域で手をつなぐ」をスローガンに、地域の環境浄化活動などの活発化を図ります。

(6) 学校・青少年育成団体・関係機関との連携

学校・関係機関・団体との連絡・調整を図りながら青少年の健全育成に努めます。

(7) その他

- ・津山っ子表彰
- ・津山っ子かけこみ110番の設置
- ・津山っ子こころのふれあいトークの開催
- ・街づくり 人づくり クリーン作戦の実施
- ・講演会
- ・環境地図づくり

(4) 街頭指導・相談状況（平成21年度）

① 行為別指導青少年数

区分	飲酒	怠学	薬物乱用	喫煙	不良交遊	夜間徘徊	二人乗り	触法行為	その他	計
人数	0	81	0	96	0	0	93	0	4	274

② 学校(職)別指導青少年数

区分	小学生	中学生	高校生	その他	有職	無職	計
人数	6	143	113	3	2	7	274

③ 青少年相談(再相談を含む)

人数/区分	本人	親	親族	学校	知人	その他	計	合計
電話	0	1	4	0	0	0	0	5
面接	0	0	0	0	0	1	0	1
								6

④ 行為別青少年相談数

行為	暴力	家出外泊	いじめ	学業	不純異性	不良交遊	親子関係	不登校	夜遊び・深夜徘徊
人数	0	0	0	0	0	1	0	2	0
行為	子育て	就職(進路)	怠学怠業	虐待	体の悩み	心の問題	触法行為	その他	計
人数	2	0	0	0	0	0	1	0	6

◆ 津山市教育相談センター「鶴山塾」

(1) 概 要

—「子も育つ、親も育つ」鶴山塾相談活動の願い—

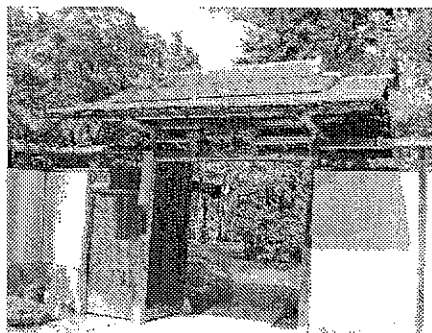
この施設は、昭和59年10月に津山市が青少年健全育成事業の一環として、学校生活、家庭生活及び社会生活における悩みをもつ子どもや保護者に対して、温かみのある相談、助言、支援を行うことを目的に設置したものです。

学校教育や社会教育と連携した取り組みにより、公教育の補完並びに進路保障・社会的自立に寄与する役割も担っています。

◇所在地 津山市山下87番地

◇運営・相談体制

- ・運営委員会 学校、PTA代表、青少年健全育成会、青年会議所、保護司、主任児童委員、ボランティア代表、学識経験者等18名
- ・塾長及び相談員 6名
- ・特別相談員 精神科医、臨床心理士、大学准教授、学識経験者等5名
- ・登録ボランティア 生活体験、学習、環境整備、職場提供などボランティア(とまり木)としての支援
63名
- ・事務員 1名
- ・施設管理補助員 1名



◇活動内容について

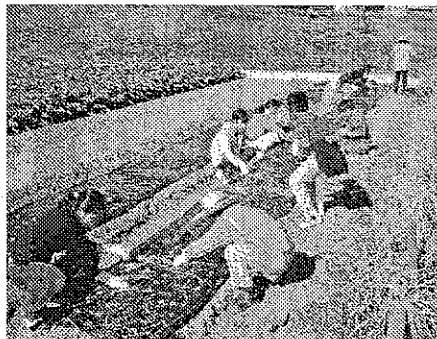
- 教育相談…家庭教育・学校教育上の諸問題についての電話、面接、家庭訪問による相談
 - ・月曜日～金曜日(毎週土曜日・日曜日・祝日・年末年始は休日)
- 特別相談…精神科医、学識経験者等による専門的相談
 - ・学識経験者(毎週火・木曜日)
 - ・大学准教授(第1金曜日)・精神科医(第3金曜日)・臨床心理士(第4金曜日)
- 電話相談(津山こころの電話)…月曜日～金曜日
- 継続相談…児童生徒の通塾・家庭訪問による課題解決への支援、保護者への継続相談
- 休日相談日 年3回(6月・11月・2月)
- 市民への啓発活動、教職員研修会の開催
 - ・教育相談だよりの発行 年1回
 - ・子育て、教育に関する講演会・研修会の開催

(2) 活動の姿勢

—「自立」への「支援」は台所のある教育相談室から—

相談員は、悩みをもつ子どもの今ある姿を共感的理解をもって受け入れ、一人ひとりに応じた、安らぎの保障された自由な時間と空間の中で、じっくりと人間関係をつくりながら、彼らのここにある不安や不信感を取り除いていくことに努めます。「治療」ではなく、「支援」をしています。

相談員とともに、個別に学習に取り組んだり、日々の食事づくり、農園作業、野外活動などの体験活動をしたりして、生活体験を豊かにしていきます。その過程の中で、子どもたちが、本来の姿を取り戻し、個性を伸ばしながらそれぞれの課題に向かって、自ら取り組み解決していこうとする力を育てます。



(3) 平成21年度相談受理状況

① 相談者別相談件数等(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

相 談 者 内 訳 (実数)										計	家庭訪問	学校関係		職 他 機 関 場 関	特 別 相 談	
保護者		高校生		中学生		小学生		教職員	その他			来 塾	訪 問			
父	母	男	女	男	女	男	女		男							女
20	74	3	10	21	24	9	4	21	13	5	204	544	565	514	109	126
94		13		45		13			18							

(延べ数/回)

② 相談内容別相談件数(初回面接の主訴による分類)

